

第2次川島町男女共同参画推進計画

令和3年（2021年）3月

川 島 町

男女が互いに尊重し合い、 個性と能力を発揮できる 男女共同参画社会の実現を



本町では、男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざして、「川島町男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画に関する各種施策を推進してまいりました。その結果、固定的性別役割分担意識の改善など、一定の成果を上げることができました。一方で、審議会等の女性委員の割合など、引き続き取り組んでいくべき課題もあります。

また、平成27年（2015年）に国連サミットで決定され、我が国も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、令和12年（2030年）までに政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、より一層の取り組みが求められています。

さらに、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、国全体として雇用や所得への影響がある中、特に配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念や、家事、育児などの生活面や就労面においては、女性に大きな影響をもたらしており、改めて男女共同参画の重要性が高まっています。

こうした社会情勢の変化に対応するため、新たに「第2次川島町男女共同参画推進計画」を策定いたしました。今回の計画では、前計画の進捗状況や町民を対象とした「男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果を踏まえるとともに、新たに多様な性への理解促進に関する事項を本計画の一部に盛り込みました。町の関連計画との整合を図りながら、キラリと女性が輝く社会づくりを推進し、皆様とともに男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてまいりますので、町民や事業主の皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました川島町男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関する意識・実態調査や本計画に対する意見募集にご協力いただきました町民の皆様並びに関係各位に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和3年3月

川島町長 飯島和夫

目 次

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3

■第2章 川島町の男女共同参画にかかる現状

1 意識・実態調査の概要	4
2 意識・実態調査の結果（抜粋）	5
(1) 男女共同参画の認知度	
(2) 女性の参画状況	
(3) 家庭生活の状況	
(4) DVに対する意識の状況	
3 男女共同参画推進計画（第1次）の評価について	10

■第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念	12
2 基本目標	13
3 計画の体系	14
4 数値目標	15

■第4章 計画の内容

基本目標1 男女が尊重される意識づくり	16
施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	
施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習機会の充実	
基本目標2 男女が共に参画する環境づくり	21
施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）	
施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画	
施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進	
基本目標3 安心して暮らせる社会づくり	29
施策の基本的方向(1) 配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（DV対策基本計画）	
施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康づくり支援	

■第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の整備	37
2 関係機関等との連携体制の構築	37

■参考資料

1	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	38
2	関係法令・条例等	41
	(1) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	41
	(2) 男女共同参画社会基本法	46
	(3) 埼玉県男女共同参画推進条例	50
	(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
	(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	60
	(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	65
	(7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
3	諮問・答申	74
4	川島町男女共同参画推進委員名簿	77

■第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

すべての個人が性別等に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けられており、人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、不可欠の前提です。

本町では、平成11年（1999年）に男女共同参画に関する初めての推進計画となる「かわじままち男女共生プラン21～男女共同参画社会の実現をめざして～」を、平成23年（2011年）に「川島町男女共同参画推進計画～男女が互いに尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現～」を策定し、総合的かつ計画的な取組を進めてきました。

また、平成25年（2013年）には、「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」を施行し、町の男女共同参画を推進するための基本理念を明らかにしました。

これまで、2つの計画と条例に基づき取組を進めてきましたが、今なお、固定的な性別役割分担意識や、女性への人権の軽視が根強く残っており、男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。

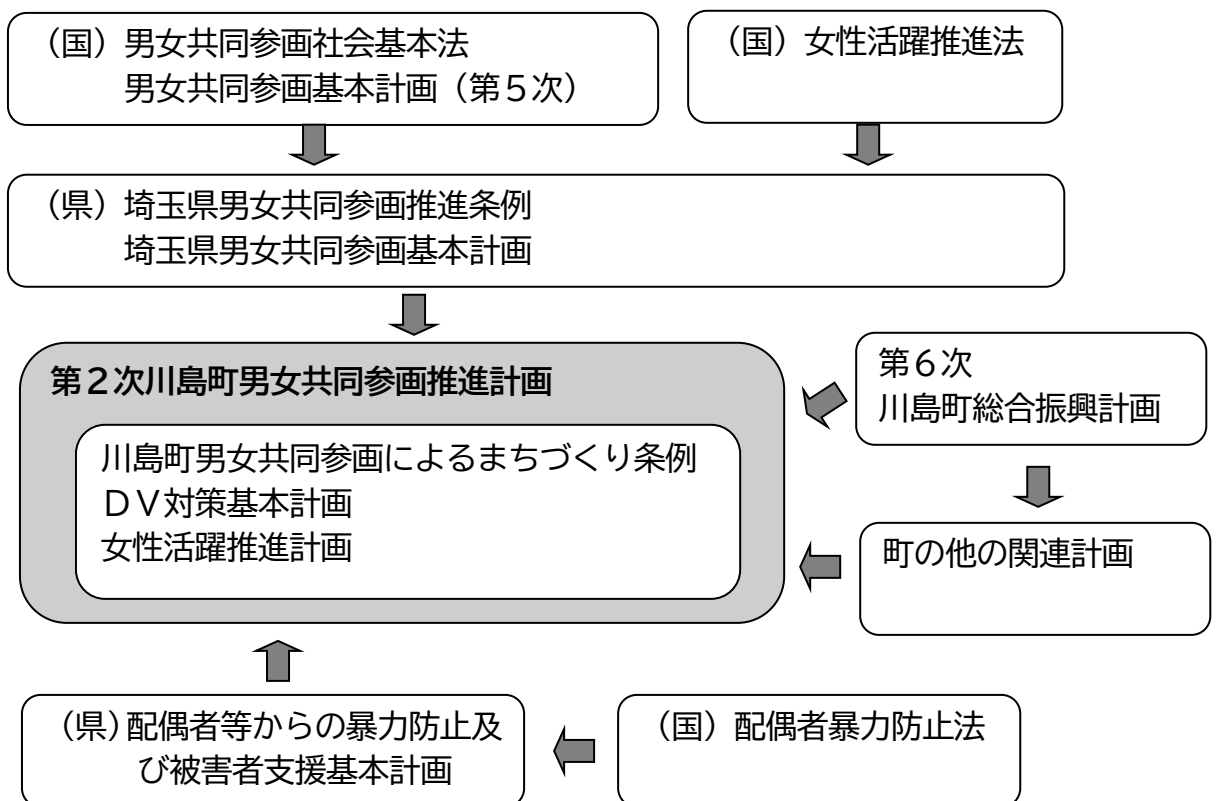
現在、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標の中の5番目として、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。一方、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2020」では、日本は153か国中121位という状況でした。こうした世界の動きからも、自治体においても、ジェンダー平等、性別格差の是正のための取組が求められています。

このような背景の中、令和3年（2021年）3月に「川島町男女共同参画推進計画」の計画期間が終了することから、成果目標の達成状況や課題を踏まえて、多様化する社会情勢に総合的に対応するため、「第2次川島町男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

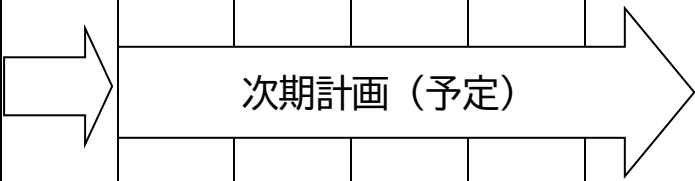
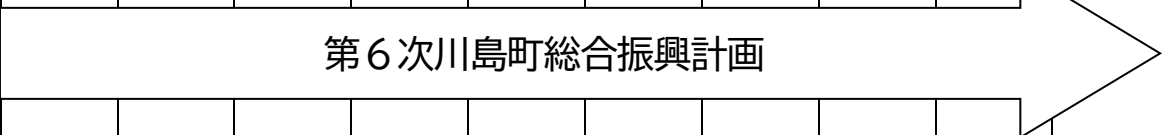
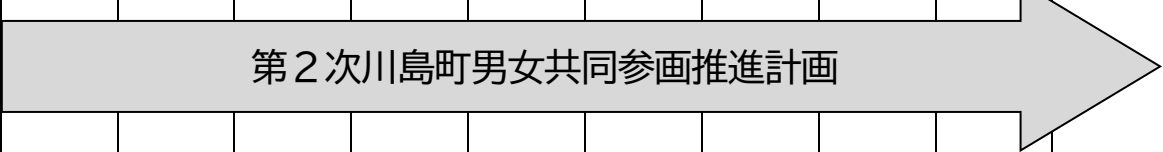
この計画は、町における男女共同参画の実現に向けた施策の基本的方向について示したものであり、次に掲げる位置付けに基づき、総合的・体系的に策定したものです。

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」第9条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的・体系的に推進するための基本的な計画です。
- この計画は、「第6次川島町総合振興計画」をはじめとした、各部門の計画と整合を図った計画です。
- この計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定されている市町村基本計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定されている市町村推進計画にあたります。
- この計画は、川島町男女共同参画推進委員会の意見、令和2年度に町が実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」や「町民コメント」を通して寄せられた意見等をもとに策定しました。
- この計画は、町民、事業者、関係機関等と連携して取り組み、町政・家庭・職場・地域等における男女共同参画社会の実現を目指すものです。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年（2021年）度から令和12年（2030年）度までの10年間とします。ただし、今後の社会経済情勢等の変化や計画の進捗状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
県										
町										
町										

■第2章 川島町の男女共同参画にかかる現状

1 意識・実態調査の概要

(1) 調査の目的

町民の意識・実態を把握した上で本計画を策定するために「男女共同参画に関する意識・実態調査」を実施しました。

(2) 調査の対象者

住民基本台帳を用いて無作為抽出により、町内在住満18歳以上の1,800人を対象としました。

(3) 調査方法及び調査期間

- ・調査方法：郵送による配布、回収
- ・調査期間：令和2年（2020年）9月11日～9月30日

(4) 回収結果

- ・回収数：629
- ・回収率：34.9%

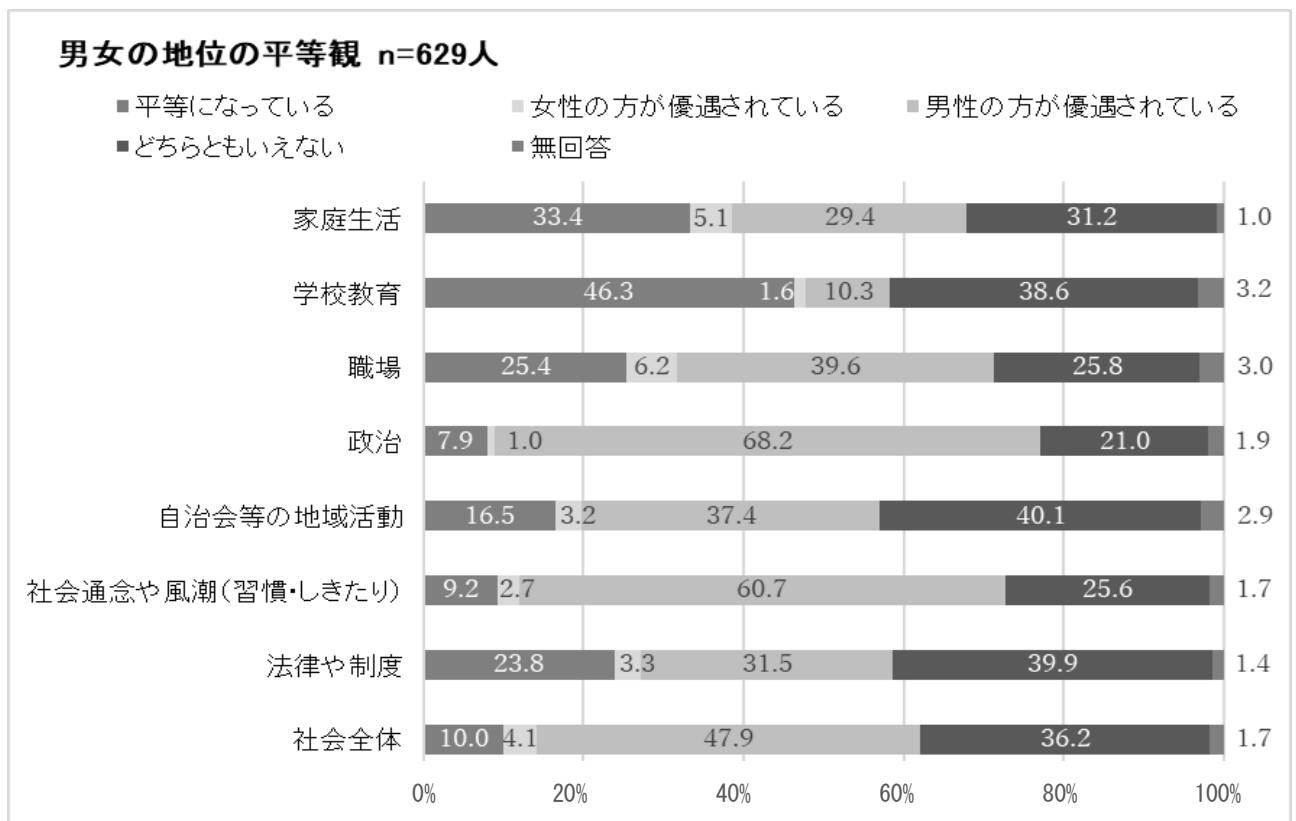


2 意識・実態調査の結果（抜粋）

（1）男女共同参画の認知度

「男女の地位が平等になっているか」の問いに対し、「平等になっている」と答えた割合が高かったのは「学校教育」で46.3%となっております。

「政治」、「社会通念や風潮（習慣・しきたり）」、「社会全体」は、「平等になっている」と思う割合が1割以下となっており、固定的な性別役割分担意識(注1)がまだ根深くあることがわかります。



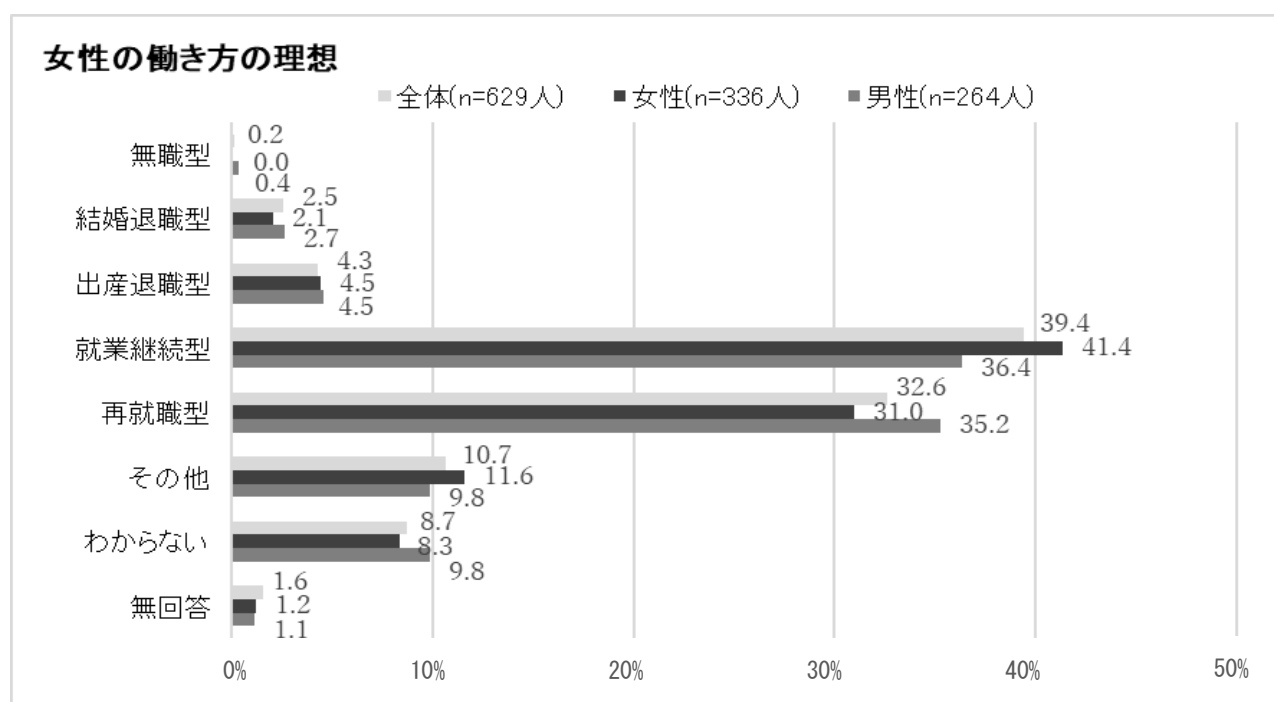
注1 固定的性別役割分担意識…

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

(2) 女性の参画状況

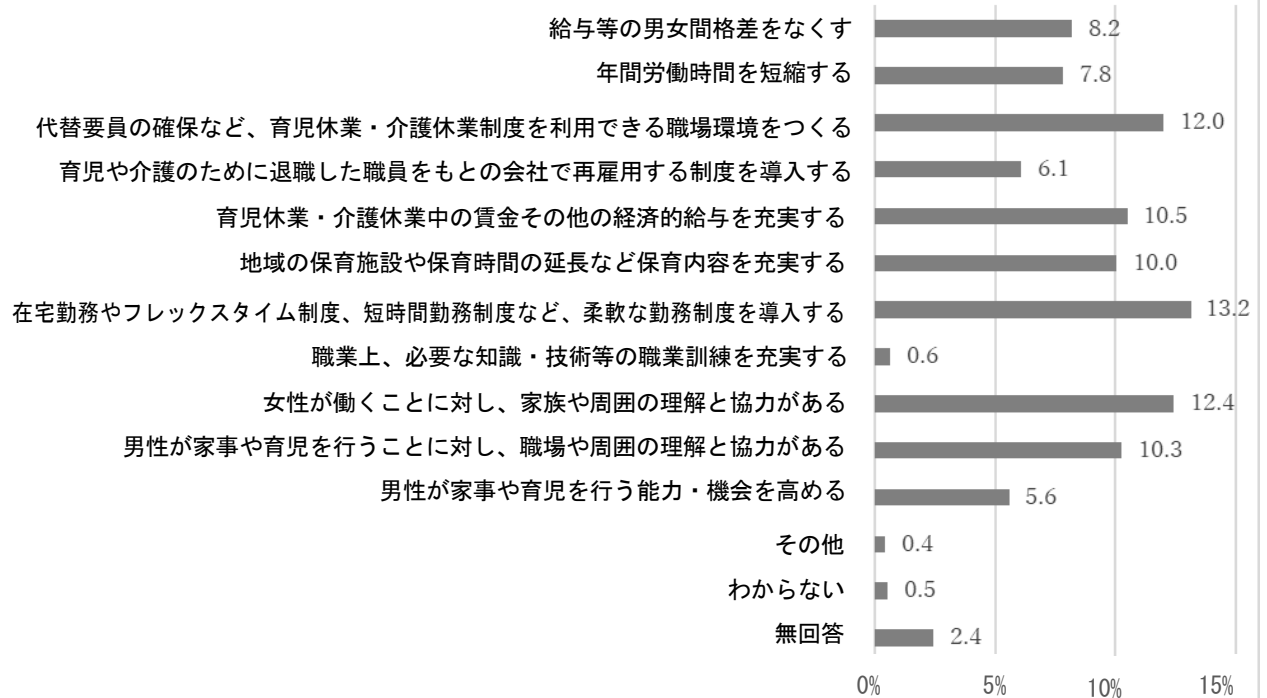
「女性の働き方の理想」について、男女ともに「子どもができて、ずっと職業をもち続けた方がよい（就業継続型）」が最も高く、次に「子どもができたなら辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい（再就職型）」となっています。

また、「男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件」として、「在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力がある」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」といった意見が多く見受けられ、男女が社会で活躍するための職場の環境づくりが必要です。



本来の選択肢	再定義した選択肢
女性は職業をもたない方がよい	無職型
結婚するまでは職業をもつが、結婚したら辞めた方がよい	結婚退職型
子どもができるまでは職業をもつが、子どもができたなら辞めた方がよい	出産退職型
子どもができて、ずっと職業をもち続けた方がよい	就業継続型
子どもができたなら辞めるが、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい	再就職型

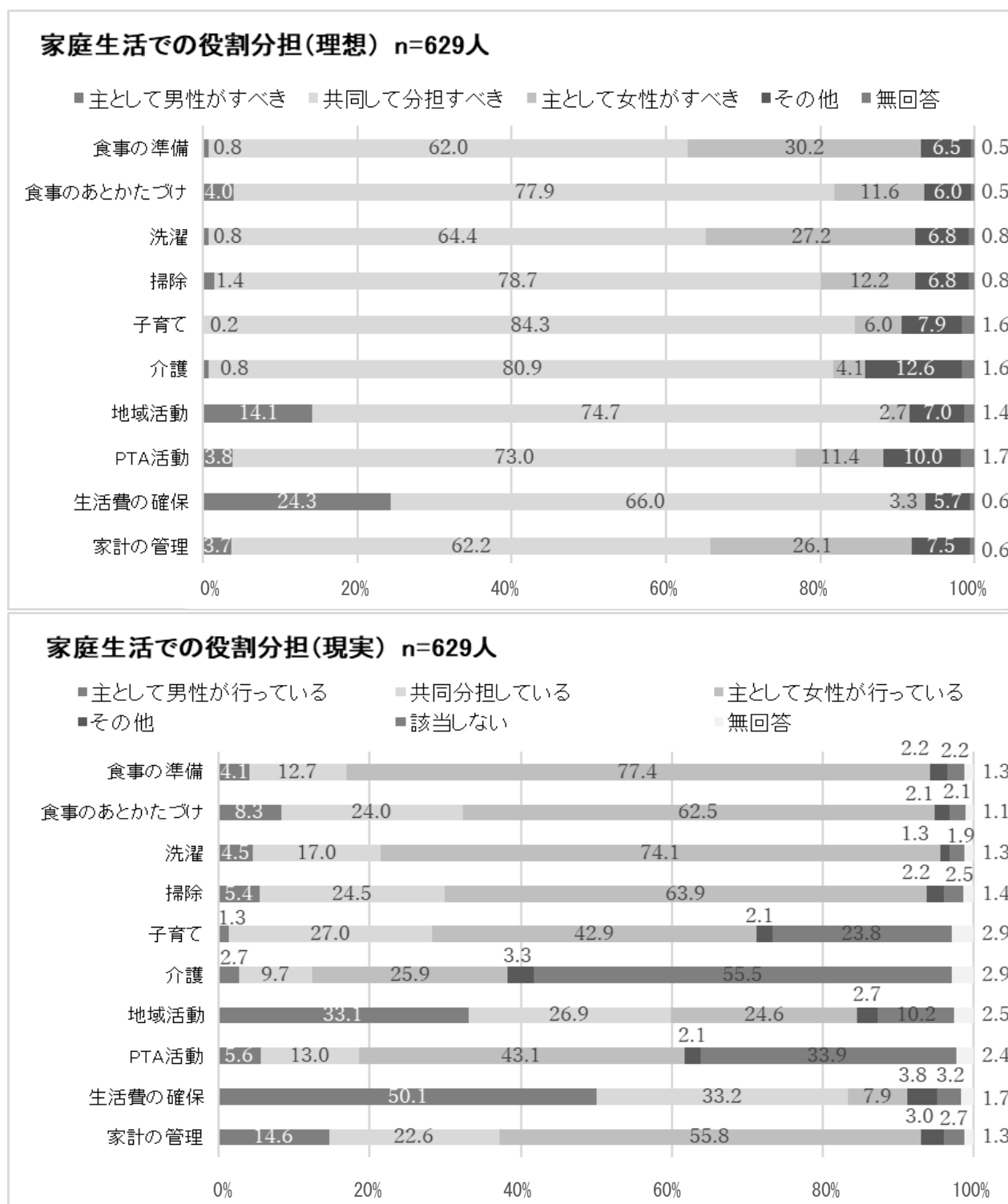
男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件 n=629人



(3) 家庭生活の状況

「家庭生活での役割分担」について、理想と現実を別々に尋ねたところ、理想的にはすべての項目において「共同して分担すべき」が最も高い割合となっております。

現実的には、「生活費の確保」について5割が「主として男性」が行っており、「食事の準備」、「食事のあとかたづけ」、「洗濯」、「掃除」は6割以上が「主として女性」が行っております。このことから理想と現実での大きな差がうかがえます。

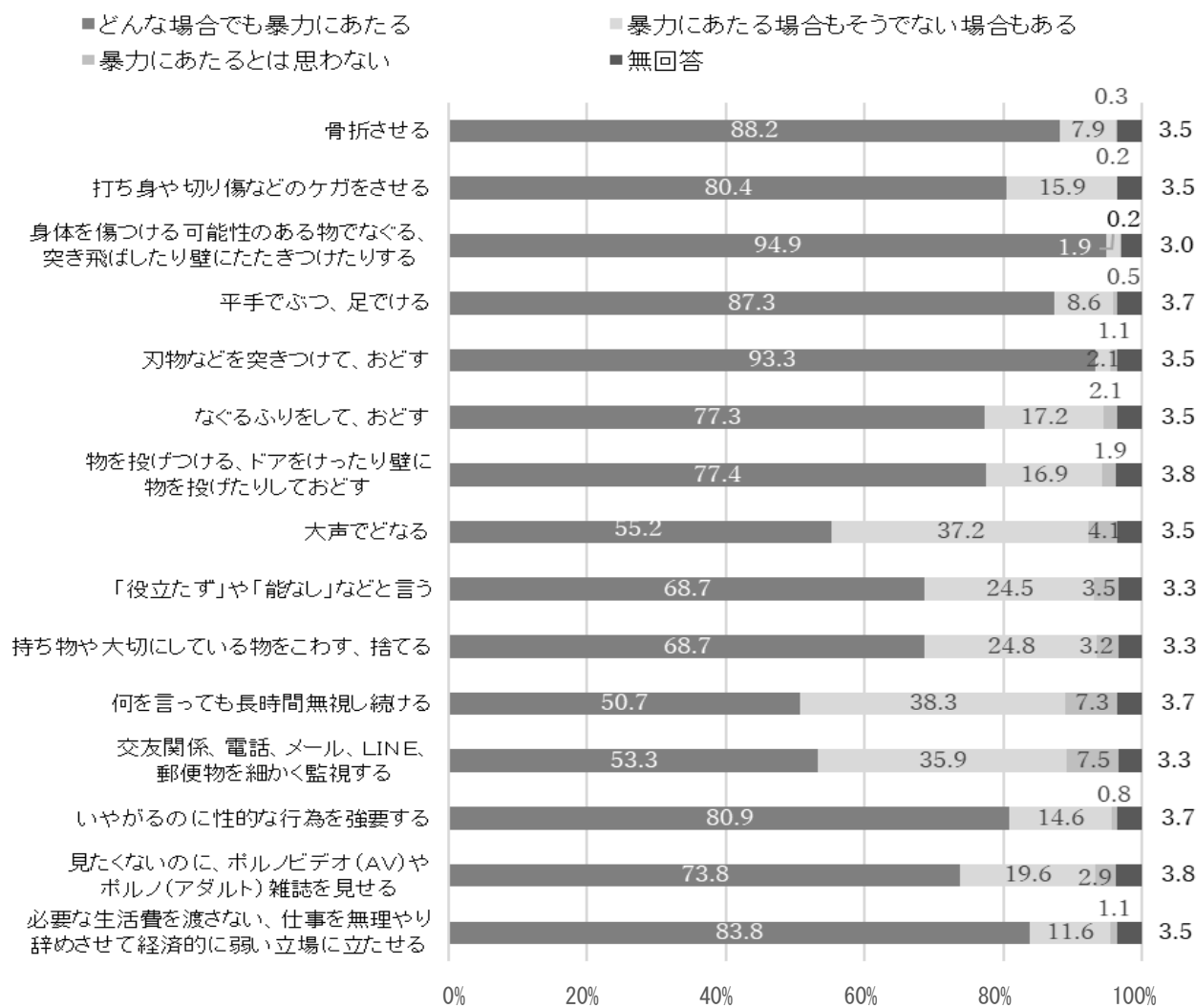


(4) DVに対する意識の状況

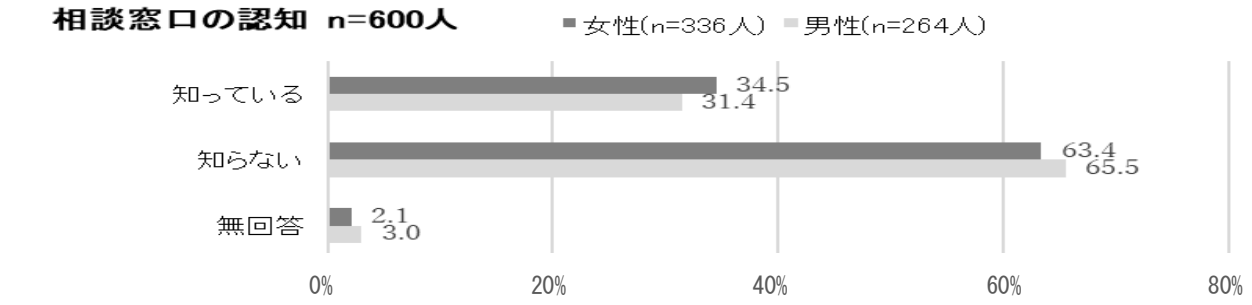
夫婦間等での暴力と認識される行為として、以下の項目はすべて「どんな場合でも暴力」にあたります。しかしながら、「何を言っても長時間無視し続ける」、「交友関係、電話、メール、LINE、郵便物を細かく監視する」、「大声でどなる」等、「精神的な暴力」を「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた方は6割以下となっております。

また、DV被害に遭った際の相談窓口を知っている方は4割以下であり、多くの方が相談できる窓口を知りません。

夫婦間等での暴力と認識される行為 n=629人



相談窓口の認知 n=600人



3 男女共同参画推進計画（第1次）の評価について

基本目標1 男女共生意識の啓発・高揚

男女共生意識を高めるために、男女共同参画講座では、男女共同参画の視点からの防災対策や家事効率が上がる片づけ術など、身近な話題を講座に取り入れ、関心を持ってもらえるような取り組みを行いました。また、男女共同参画の視点に立った社会教育としては、男性向けの料理教室等を開催し、男性の家事への参画を促進しました。

その結果、固定的性別役割分担に同感しない人の割合は、目標値までには至っていませんが、平成28年度に比べ12.7%上がりました。

指標	策定当初	目標値	実績値
固定的性別役割分担に同感しない人の割合	36.7% (平成28年度)	50%以上 (令和2年度)	49.4% (令和2年度)

基本目標2 女性の社会参画の促進

雇用の分野における均等な機会と待遇の確保として、庁舎内においてハローワーク求人情報の掲示及び配布を行いました。他にも、合同就職説明会及び就職支援セミナーを開催し、就職活動の支援を実施しました。

行政区長に占める女性の割合については、地域の実情によりますが、まだまだ男性が主体となっており、目標値には至っていない状況です。

町職員の採用・登用等の推進について、町職員（一般事務職）に占める女性の割合は、目標値を達成しております。

町の審議会等委員に占める女性の割合については、目標値には達しておらず、引き続き、審議会等の女性の積極的な登用を推進します。

指標	策定当初	目標値	実績値
女性(25～44歳)の就業率	65.5% (平成22年度)	70%以上 (令和2年度)	69.4% (平成27年度)
行政区長に占める女性の割合	6.2% (平成28年度)	10%以上 (令和2年度)	5.0% (令和2年度)
町職員(一般事務職)に占める女性の割合	28.2% (平成28年度)	30.0% (令和2年度)	32.6% (令和2年度)
町の審議会等委員に占める女性の割合	26.2% (平成28年度)	40.0% (令和2年度)	26.1% (令和2年度)

基本目標3 女性の人権を尊重した男女共同参画の推進

DVやデートDVなど女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、デートDVについての授業を中学校にて実施し、他にも町の成人式で埼玉県のDV相談機関が記載されたカードを配布しました。このように若い世代からの意識啓発や相談機関の周知をすることで、暴力の発生を防ぐ環境づくりを行いました。夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合及び配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合は、目標値には至っていない状況です。

乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率については、平成28年度より算定方法が変更(対象年齢が拡大)された影響もあり、目標値には至っていない状況です。

指標	策定当初	目標値	実績値
夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合	92.7% [突き飛ばす] 85.2% [平手でぶつ] (平成28年度)	100% (令和2年度)	94.9% [突き飛ばす] 87.3% [平手でぶつ] (令和2年度)
配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	30.7% [女性] 31.6% [男性] (平成28年度)	男女とも70% (令和2年度)	34.5% [女性] 31.4% [男性] (令和2年度)
乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率	40.7% [乳がん] 29.4% [子宮頸部がん] (平成26年度)	50% [乳がん] 50% [子宮頸部がん] (令和2年度)	16.5% [乳がん] 12.6% [子宮頸部がん] (平成30年度)

■第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

町では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成25年（2013年）3月に「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」を制定しました。条例の第3条に、男女共同参画を推進するための6つの基本的な考え方を基本理念として定めています。

本計画においても同条例第3条に定める6項目を基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として行うこと。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

2 基本目標

川島町の男女共同参画にかかる現状と「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」に定める基本理念から、次のように課題を整理し、3つの基本目標を設定します。

(1) 一人ひとりに対する意識への働きかけ

- 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組のより一層の推進
- 学校教育における男女共同参画の意識づくり、あらゆる世代への学習機会の確保
- 男女の個人の尊厳の尊重、人権の尊重



基本目標1 男女が尊重される【意識づくり】

(2) 町民を取り巻く環境の整備

- 家事、育児の女性への偏り
- 女性が働くための家族の協力体制、支援制度の充実
- 男性の育児休業等への認識、理解の促進
- 個人の能力発揮機会の確保
- 男女対等に方針立案・決定への参画機会の確保



基本目標2 男女が共に参画する【環境づくり】

(3) 町民を支える社会の構築

- 暴力にあたる行為を暴力と認識するよう意識啓発の推進
- 配偶者からの暴力の相談窓口の周知促進
- 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重



基本目標3 安心して暮らせる【社会づくり】

3 計画の体系

基本目標1 男女が尊重される意識づくり	
	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
	職場・家庭・地域等における慣行の見直し
	人権を尊重する意識啓発
	LGBTを含む性の多様性の尊重
	男女平等を推進する教育・学習機会の充実
	男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
	男女共同参画に向けた生涯学習の推進
基本目標2 男女が共に参画する環境づくり	
	女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）
	雇用等の分野における男女の均等な機会の推進
	就業や再就職・起業に対する支援
	多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
	男女の仕事と生活の調和の実現
	女性の政策・方針決定への参画
	女性職員の採用・登用等の推進
	町の審議会等委員への女性の参画の推進
	公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進
	女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
	地域社会活動への参画促進
	地域の活動における男女共同参画の促進
	防災活動における男女共同参画の促進
	困難な状況を抱える方への支援
	基本目標3 安心して暮らせる社会づくり
	配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり（DV対策基本計画）
	DVやデートDVなど配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
	安全・安心なまちづくりの推進
	DV被害者のための相談体制の整備
	ハラスメント防止対策の推進
	生涯を通じた健康づくり支援
	生涯を通じた男女の健康の保持増進
	健康を脅かす問題についての対策の推進
	性差に応じた健康支援の推進
	生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

4 数値目標

この計画の達成を目指す目標値は次のとおりです。

	No.	評価指標 目標値、データの出典	前計画目標 (目標年度)	現状値 (年度)	目標値 (年度)
基本目標 1	1	固定的性別役割分担に反対する人の割合	50%以上 (令和 2 年度)	49.4% (令和 2 年度)	60%以上 (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
基本目標 2	2	女性（25～44 歳）の就業率	70%以上 (令和 2 年度)	69.4% (平成 27 年度)	77% (令和 7 年度)
		国勢調査			
	3	町職員に占める管理的地位（管理職）にある女性の割合	-	14.3% (令和 2 年度)	20% (令和 7 年度)
		当該年度 4 月現在の数値			
基本目標 3	5	夫婦間における「突き飛ばす」「平手でぶつ」を暴力として認識する人の割合	100% (令和 2 年度)	94.9% [突き飛ばす] 87.3% [平手でぶつ] (令和 2 年度)	100% (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
	6	配偶者からの暴力の相談窓口を知っている人の割合	男女とも 70% (令和 2 年度)	34.5% [女性] 31.4% [男性] (令和 2 年度)	男女とも 70% (令和 7 年度)
		男女共同参画に関する住民意識・実態調査			
	7	乳がん検診、子宮頸部がん検診受診率	50% [乳がん]	16.5% [乳がん]	28.5% [乳がん]
		埼玉県がん検診結果統一集計結果報告書	50% [子宮頸部がん] (令和 2 年度)	12.6% [子宮頸部がん] (平成 30 年度)	30.8% [子宮頸部がん] (令和 5 年度)

※ 7については、「第 2 期川島町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」の数値を引用しているため、目標年度が令和 5 年度となっています。

また、目標数値算定の対象年齢が拡大したため、前計画の目標値と比較して、数値が下がっています。

■第4章 計画の内容

基本目標 1 男女が尊重される意識づくり

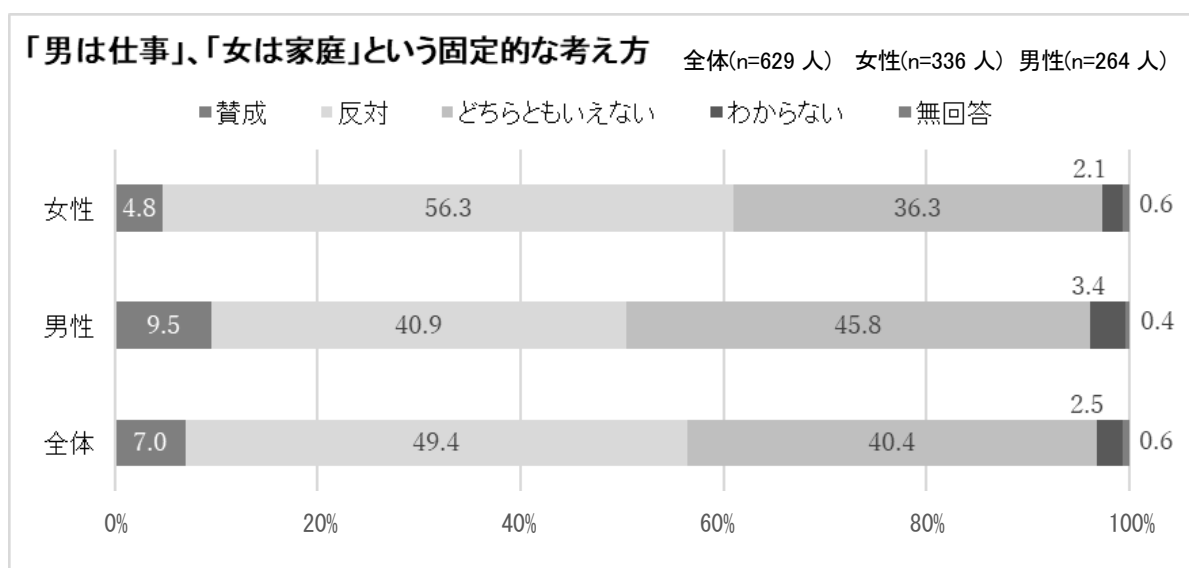
施策の基本的方向(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野へ参画することは活力ある社会づくりにおいて非常に重要です。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の割合は、49.4%です。男女別にみると、女性の割合（56.3%）が男性の割合（40.9%）より約15%高くなっています。

固定的な性別役割分担意識の解消をするためには、男女共同参画の形成に必要な法制度等の理解促進を行い、意識の改革をすることが必要です。

また、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現のため、固定概念にとらわれずにLGBTを含む性の多様性を受け入れることが重要であり、社会全体として多様な性のあり方についての理解を深めることが必要です。



▶具体的施策① 職場・家庭・地域等における慣行の見直し

職場や家庭、地域等様々な場における慣行を見直すため、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、広く見直しを呼びかけていきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
1	男女共同参画に関する調査等による実態把握	男女共同参画に関する意識・実態調査により、固定的な性別役割分担意識の状況等、町の実態を把握します。	総務課
2	男女共同参画に関する情報や出版物の収集、提供	国や埼玉県からの男女共同参画に関する情報や出版物を収集し、情報提供及び周知を行います。	総務課
3	男女共同参画に関する法令、条例の周知	男女共同参画に関する法令や「川島町男女共同参画によるまちづくり条例」について周知を行います。	総務課

▶具体的施策② 人権を尊重する意識啓発

今日においても、男女共同参画を含め様々な人権問題が残っています。男女共同参画社会を実現するためには、すべての人がお互いの人格を認め合い、一人ひとりの基本的人権を尊重し合うことが大切です。人権尊重の意識を浸透させ、多様な価値観や個性、生き方を認め合うための意識啓発活動を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
4	人権に関する啓発資料の発行	男女共同参画を含めた人権に関する国や埼玉県、近隣自治体等の情報や資料等を収集し、情報提供及び意識啓発を行います。	総務課
5	人権に関する研修会等の開催	人権に関する講演会や研修会を開催し、男女共同参画を含めた人権に関する意識啓発を行います。	総務課
6	学校での人権教育の推進	小・中学校において、人権週間に校長からの人権講話や、人権作文、メッセージの作成を行うなど、児童生徒の人権意識を啓発します。また、教職員及び保護者にも人権研修を行い、人権意識を啓発します。	総務課 教育総務課

▶具体的施策③ **L G B Tを含む性の多様性の尊重**

L G B T(注₂)などの性的マイノリティの認知は、日本ではまだまだ低いのが現状です。性自認や性的指向は、一人ひとりに認められた基本的人権の一部です。多様な性が認められ、性的マイノリティであることに悩んだり苦しんだりすることなく、誰もが生活しやすい社会を作るために、正しい知識を広めていきます。

また、県内でも、「パートナーシップ制度」を導入する団体が増えてきています。町においても、制度の導入に向けて検討していきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
7	性的マイノリティへの町職員の理解促進	町職員のL G B Tに関する理解を促進するため、研修会の開催、資料の配布等を行います。	総務課
8	性的マイノリティへの理解促進のための啓発	L G B Tなどの性的マイノリティへの理解について、広報等により広く周知啓発を行います。併せて、町職員に対して、研修等を通じて町民対応の際の配慮や職場環境向上に向けて、理解促進を図ります。また、パートナーシップ制度の導入に向けて研究していきます。	総務課

注₂ **L G B T**…

レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた言葉で性的マイノリティを表す言葉の一つとして使われることもあります。

施策の基本的方向(2) 男女平等を推進する教育・学習機会の充実

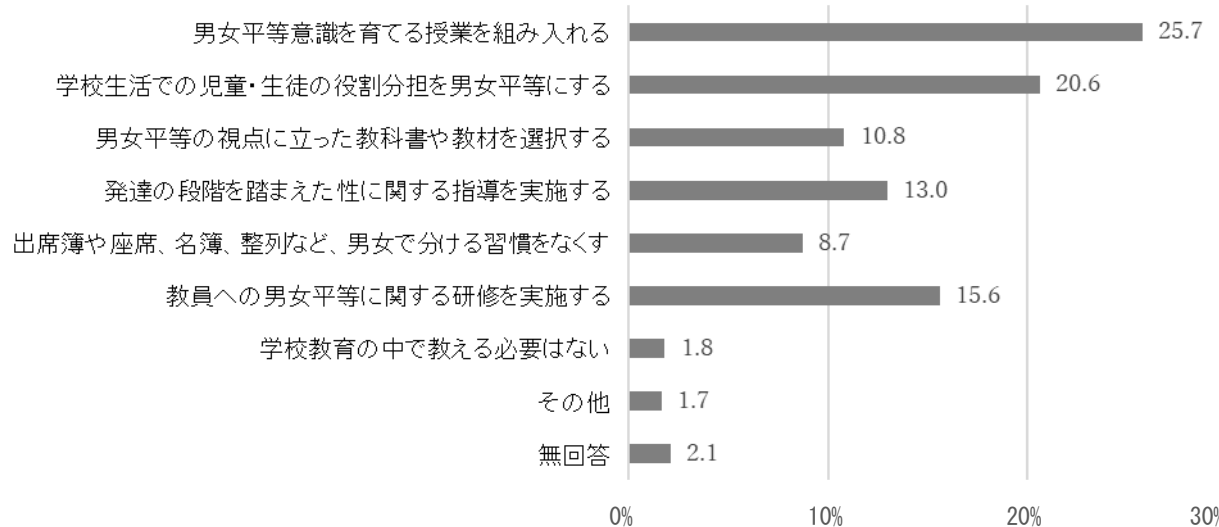
学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であります。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「学校で男女平等教育を進めるために取り組んでほしいこと」は、「男女平等意識を育てる授業を組み入れること」が最も高く、次に「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女平等にすること」となっています。

学校教育では、子どものころから、固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いの人権を尊重し合った男女平等観の形成を促進する必要があります。

また、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が必要です。

学校教育の分野で力を入れるべきこと n=629人



▶具体的施策① 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

性別にとらわれない多様で自由な生き方を選択できるようにするためには、子どもの頃からの教育や啓発が重要です。特に学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であるため、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、男女平等観の形成を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
9	教育関係者の男女共同参画に関する正確な理解の促進	男女共同参画や人権問題に関する国や埼玉県、他自治体の情報や資料等を収集し、町内小・中学校の教職員に対し、情報提供を行います。	教育総務課
10	発達の段階を踏まえた性に関する適切な指導の実施	中学校において、養護教諭を中心に「性に関する指導」を実施します。	教育総務課

▶具体的施策② 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるため、個々のライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会を充実させます。性別による固定的役割分担意識が醸成されないように、地域や職場などにおける学習機会の提供を進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
11	公民館等の社会教育施設を活用した学習機会の提供の充実	地域住民の方を対象に、男女共同参画の推進に資する事業を実施していきます。	生涯学習課
12	男女共同参画に関する学習機会の取組の促進	国や埼玉県が開催する講座の周知を行うほか、町主催で男女共同参画を促進する事業を実施します。また、女性職員対象の研修に職員を派遣します。	総務課 生涯学習課 農政産業課
13	ライフステージに応じた研修・講座の充実	各世代に合わせた講座や教室を企画するとともに、各世代が参加しやすいように配慮して、参加を促進します。	総務課 生涯学習課

基本目標2 男女が共に参画する環境づくり

施策の基本的方向(1) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

就業は生活の経済的基盤を形成するものであり、性別にかかわらず個人の能力を十分に発揮し、いきいきと働くことができる環境づくりが重要です。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、「男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件」として、「在宅勤務やフレックスタイム制度、短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力がある」、「代替要員の確保など、育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」といった意見が多く見受けられます。（※第2章－2）

仕事と子育て、介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく働くために、男女雇用機会均等法をはじめ、関係法令等の周知や啓発、非正規雇用の雇用環境の整備に向けた取組が必要です。更に、子育てや介護支援を充実させながら、企業や町民、町が連携して仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めることが必要です。

▶具体的施策① 雇用等の分野における男女の均等な機会の推進

男女雇用機会均等法等の普及に努めるとともに、非正規雇用労働者を含めた雇用環境の整備を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
14	男女共同参画に関する調査等による実態把握	男女共同参画に関する意識・実態調査により、雇用分野の男女の均等な機会の状況を把握します。	総務課
15	男女雇用機会均等法等の周知・啓発	住民、労働者、事業者に対して、男女雇用機会均等法、労働基準法等の趣旨や内容の周知と法令順守を呼びかけます。	総務課 農政産業課
16	非正規雇用における雇用環境の整備促進	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の促進など、非正規雇用における雇用環境の整備を促進します。	総務課 農政産業課
17	労働に関する相談窓口の周知	埼玉県等が実施している労働に関する相談窓口の周知を行います。	総務課 農政産業課
18	ハラスメントの防止対策の周知	職場や学校などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止を促進するため、啓発や情報提供を行います。	総務課 教育総務課

▶具体的施策② 就業や再就職・起業に対する支援

意欲のある女性がその力を存分に発揮して活躍できるよう、就業・起業の場の提供や情報発信により、働く意欲のある女性を支援します。また、女性の再就職に対する支援を図るため、町内の企業や商工会に働きかけを行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
19	就業、起業に関する相談・セミナー等の情報提供	埼玉県等が開催する就業、起業を希望する女性に対する相談会、セミナー等について、周知を行います。	総務課 農政産業課
20	女性のキャリアアップに関するセミナー等の情報提供	働く女性に対する各種講習会、セミナー等の開催、埼玉県等が開催する講習会等の情報の周知を行います。	総務課 農政産業課

▶具体的施策③ 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

性別や就労の有無に関わらず、安心して妊娠、出産、子育てができるよう子育て支援策の充実と、子どもの成長段階に合わせた相談体制の充実を図ります。また、介護が一部の家族や女性だけではなく、男女が共に協力して介護にあたるよう意識啓発を進めるとともに介護支援策の充実を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
21	子育て支援策の充実	川島町子育て支援総合センター「かわみんハウス」を中心に、社会情勢や保護者のニーズの変化に対応しながら、子育て支援策の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課
22	子育てに悩みや不安を抱える保護者に対する相談体制の充実	妊娠・出産相談（マタニティ学級）、子育て相談、スクーリング・サポートセンター、さわやか相談室等、子どもの成長に合わせた相談窓口を整備し、保護者に寄り添った相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 健康福祉課 教育総務課
23	介護支援策の充実	介護保険制度により、介護者の介護に関する相談に対応し、介護サービス等を適切に提供することで介護者の負担を軽減します。	健康福祉課
24	男性の子育てや介護への参画促進	男性の子育て等への参加を促進するため、各種支援制度について情報提供、意識啓発を行います。	総務課 子育て支援課 健康福祉課

▶具体的施策④ 男女の仕事と生活の調和の実現

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注₃）について、積極的な情報提供と啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
25	仕事と生活の調和に関する意識啓発	事業者や労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の社会的気運を高めるため、意識啓発を行います。	総務課 農政産業課
26	育児休業、介護休業制度等の周知及び取得促進	仕事と育児や介護を両立していくための支援制度について情報提供するとともに、特に男性の制度活用について呼びかけます。	総務課 農政産業課



注₃ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）…

仕事と私生活とのバランスの取れたライフスタイルのこと。企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるとされています。

施策の基本的方向(2) 女性の政策・方針決定への参画

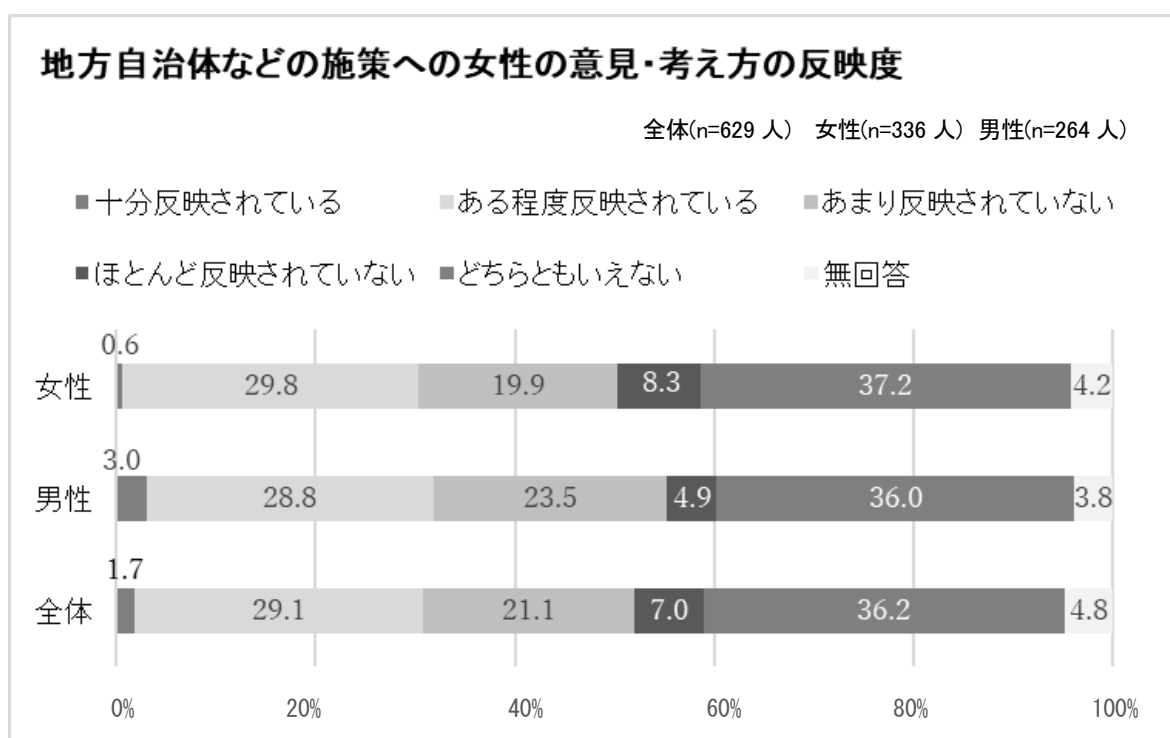
男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男性・女性双方が平等の立場で参画することが重要です。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査によると、地方自治体などの施策に女性の意見や考え方が「反映されている」と答えた方は、女性が30.4%、男性が31.8%となっています。

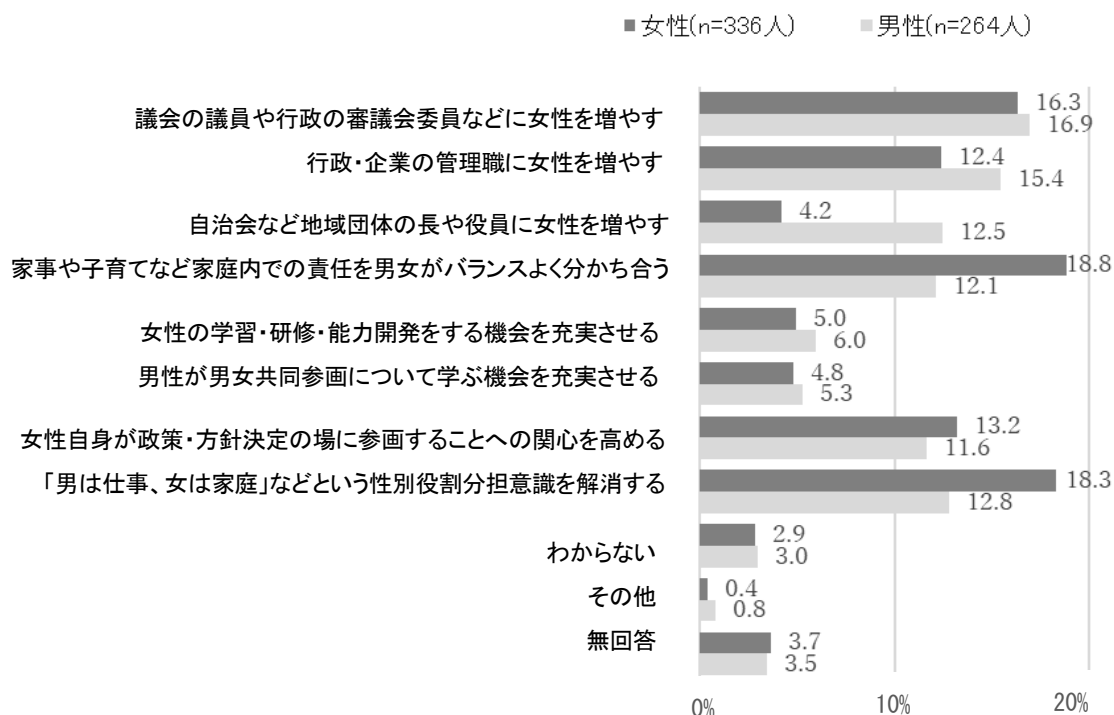
また、「女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なこと」を尋ねたところ、女性は「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合うこと」、「男は仕事、女は家庭」などという性別役割分担意識を解消すること」を必要としているのに対し、男性は「議会の議員や行政の審議会委員などに女性を増やすこと」、「行政・企業の管理職に女性を増やすこと」を必要としていることがわかります。

世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数2020」の日本の状況は、経済分野が115位、政治分野が144位であり、特に格差の解消が求められます。町においても、女性管理職や審議会等の女性委員の登用は進んでいませんので、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

女性の政策・方針決定過程への参画の拡大に向けて、町が率先して女性の参画を進めるとともに、事業所、各種団体等へも協力を要請していくことが必要です。



女性が政策・方針を決定する場に進出するために必要なこと



▶具体的施策① 女性職員の採用・登用等の推進

地方公務員法に基づく平等取扱いと成績主義の原則に基づき、町が率先して政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組みます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
27	積極的な女性職員の採用、職域拡大及び登用	町職員について、意欲と能力のある女性職員の管理職への登用を進めるとともに、性別に関わらない適材適所への人事配置に努めます。	総務課
28	管理職をはじめとする職員への意識啓発	女性の政策・方針決定過程の参画が進むよう、町職員に対する意識啓発を推進します。	総務課
29	人材育成基本方針に基づく研修の充実	女性の人材の育成に資するための研修への職員の参加を促進します。	総務課

▶具体的施策② 町の審議会等委員への女性の参画の推進

町の審議会等委員については、推薦団体への協力要請や女性の学識経験者の登用、目標値の設定など、女性委員の割合を高めるよう取組を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
30	推薦団体への協力要請	審議会等委員の推薦を依頼する際に、性別に偏りが生じないように、積極的に女性委員の推薦を依頼します。	総務課 関係課
31	女性の学識経験者の登用	審議会等委員に学識経験者枠がある場合、女性の学識経験者の登用を進めます。	総務課 関係課
32	目標値設定による審議会等委員への女性の登用促進	町の審議会等委員における女性の登用率40%以上を目指して、委員改選の際に女性の登用が進むよう周知します。	総務課

▶具体的施策③ 公共的団体その他各種団体における女性の参画の促進

男女共同参画社会の形成には、社会のあらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が必要です。このため、町内の公共的団体や文化・スポーツ・市民活動等の各種団体に対して、協力を要請します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
33	公共的団体（農協、商工会等）に対する協力要請	町内の公共的団体に対して、女性参画が拡大するよう、協力を要請します。	総務課 関係課
34	町内各種団体に対する協力要請	町内の各種団体に対して、女性参画が拡大するよう、協力を要請します。	総務課 関係課

▶具体的施策④ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

埼玉県や関係機関と連携し、優れた知識、技能、経験等を持った女性の人材情報を収集し、情報提供を行っていきます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
35	女性の人材に関する情報の収集・整備・提供	埼玉県等と連携しながら、女性の人材に関する研修に積極的に参加するとともに、女性の人材情報を収集します。	総務課
36	女性の人材育成に関する埼玉県、関係機関等との連携	埼玉県等が実施する講演会、セミナー等について、周知します。	総務課

施策の基本的方向(3) 地域社会活動への参画促進

「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。現在、地域においては人口減少や高齢化の進展、人間関係の希薄化、単身世帯の増加など、様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

地域において男女共同参画を推進するには、地域における政策、方針決定過程への女性の参画の拡大や、特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画により、地域社会活動に男女共同参画の視点を反映させることが必要です。

また、令和元年東日本台風(台風第19号)の災害経験から、防災対策は男女のニーズの違いを把握して進める必要があることを学びました。防災に関する政策・方針決定過程及び被災時の避難所における女性を巡る問題など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立しなければなりません。

▶具体的施策① 地域の活動における男女共同参画の促進

性別にかかわらず、一人ひとりが様々な地域活動に参画していけるよう、地域に根強く残っている固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直しを進めるため、広報・啓発活動を行います。また、地域における政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
37	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しを進める意識啓発	地域における男女の固定的な役割分担を見直すため、意識啓発に取り組みます。	総務課
38	行政区組織における男女共同参画の促進	各地域の組織において、男女が分担して役割を担えるよう働きかけます。	総務課

▶具体的施策② 防災活動における男女共同参画の促進

被災時の避難所運営等において、女性や子どもなどへの配慮、男女共同参画の視点に立った防災活動を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
39	男女共同参画の視点に立った地域防災計画・各種対応マニュアルの検討	防災組織への女性登用の促進を図ります。また、男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルとなるよう検討し、防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	総務課
40	女性や高齢者、障がい者等の視点を踏まえた地域防災活動の促進	女性や高齢者、障がい者等に配慮した地域防災活動を行います。	総務課 健康福祉課
41	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	防災訓練など、実際の災害を想定した訓練を実施していきます。	総務課

▶具体的施策③ 困難な状況を抱える方への支援

障がい者、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会に参画し、充実した生活を送ることができるよう努めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
42	講座、セミナー等における手話通訳者、要約筆記の確保	講演会やイベントにおいて、必要に応じて、手話通訳者等を依頼します。	全庁
43	外国語講座や外国文化の紹介等の学習機会・情報提供	町内在住の外国人向けに、講座や研修を開催し、生活に根差した情報を提供します。	生涯学習課
44	国際交流の推進	町内在住外国人と交流するなど、国際的な理解を深める機会を提供します。	生涯学習課
45	ユニバーサルデザインの推進	バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。	全庁
46	ひとり親家庭等の自立支援の促進	児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、交通遺児手当の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉金貸付制度、保育園への優先入園など、生活の自立や就業支援を総合的に実施します。	子育て支援課
47	生活困窮者の総合相談	貧困等に関する相談者に対し県が設置した相談窓口の支援員と連携し、相談対応を行います。	健康福祉課

基本目標 3 安心して暮らせる社会づくり

施策の基本的方向(1) 配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (DV対策基本計画)

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナー、恋人など親密な関係間における暴力のことです。DVには、殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、暴言や脅迫等の精神的暴力、性行為の強要等の性的暴力、生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせる等の経済的暴力も含まれます。

町の男女共同参画に関する意識・実態調査において、これまでに配偶者等からの暴力行為の有無を尋ねたところ、「大声でどなる」、「何を言っても、長時間無視し続ける」、「物を投げつける、ドアをけったり壁に物を投げたりして、おどす」の割合が高くなっています。しかしながら、被害を受けた後、女性の40.6%、男性の68.1%が「我慢した」、「どこ（だれ）にも相談しなかった」ことがわかりました。

DVは、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根差した問題となっております。

こうしたことから、配偶者等に対する暴力を許さない社会的認識を広く浸透させるための意識啓発や相談体制の充実を図るとともに、防犯対策の強化やDV防止等の意識啓発など、男女の人権を尊重した視点に立って、幅広い取組を進めることが必要です。

配偶者や恋人等からの暴力（DV）に ひとりで悩んでいませんか？

相談してみることで、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。以下の相談窓口をご利用ください。

【川島町のDV相談窓口】

川島町役場 総務課 庶務・人権グループ

TEL 049 (299) 1753

月～金 8:30～17:15 (12/29～1/3・祝、休日を除く)

【埼玉県のDV相談機関】

With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）

TEL 048 (600) 3800

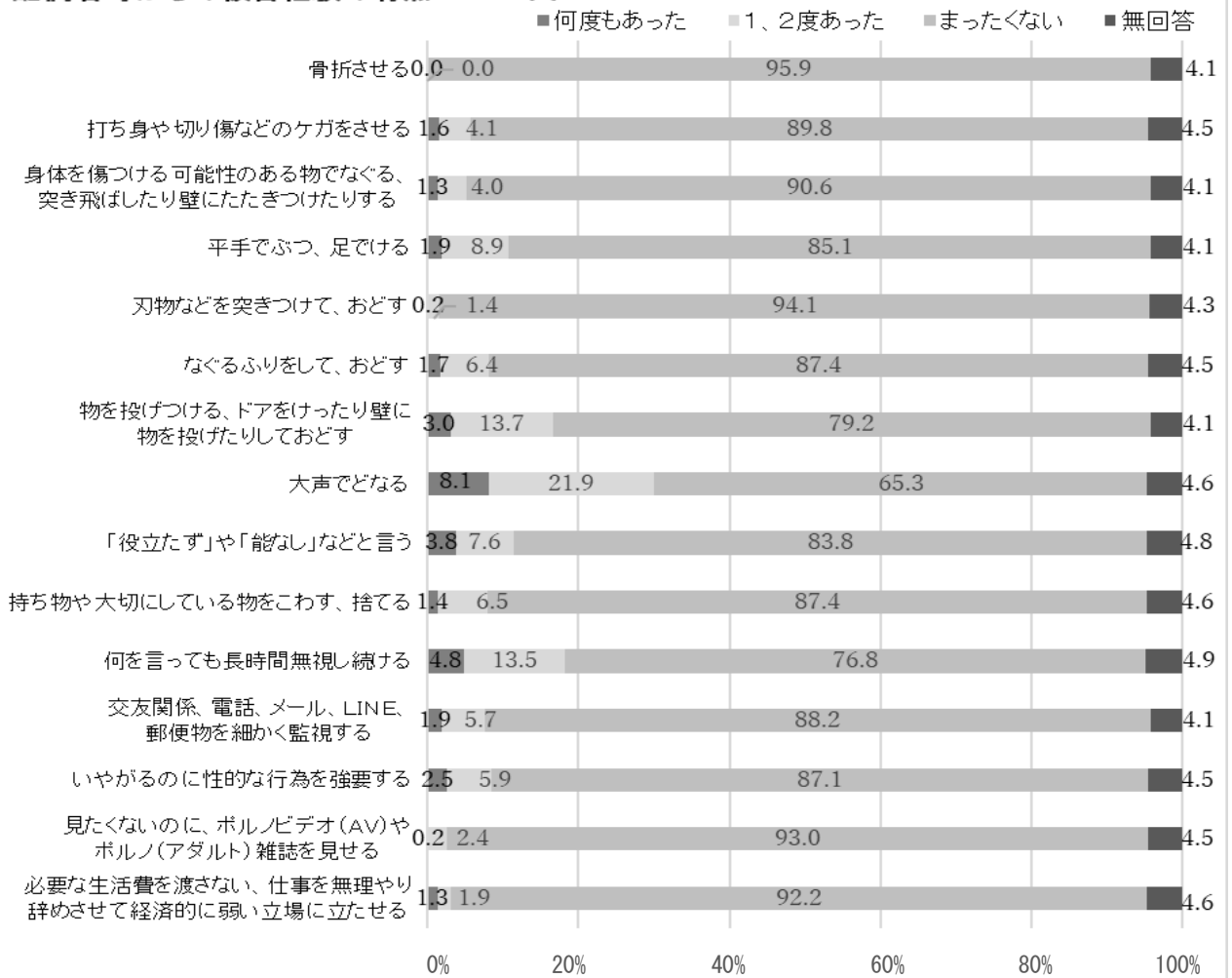
月～土 10:00～20:30 (12/29～1/3・祝、休日及び第3木曜日を除く)

埼玉県婦人相談センター

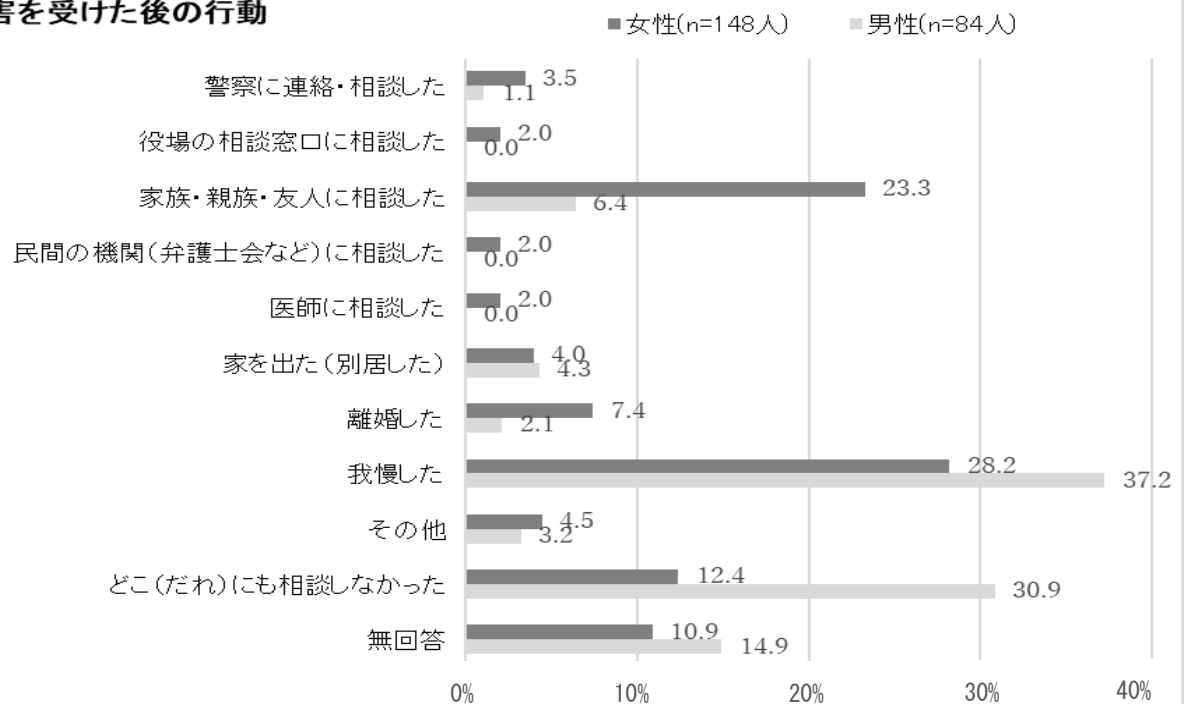
TEL 048 (863) 6060

月～土 9:30～20:30 日・祝 9:30～17:00 (12/29～1/3を除く)

配偶者等からの被害経験の有無 n=629人



被害を受けた後の行動



▶具体的施策① DVやデートDVなど配偶者等に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DVやデートDV(注4)、ストーカー行為などの暴力を絶対に許さないという社会の理解と、暴力の発生を防ぐ意識を醸成します。また、埼玉県等と連携しながら、情報発信、啓発を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
48	DV、デートDV防止に係る広報、意識啓発、予防のための研修	埼玉県等が行う講演会、パンフレット等を活用して、情報を発信し、DV、デートDV防止の意識を醸成します。また、中学校において、埼玉県の資料等を活用して、デートDV防止に関する授業を実施します。	総務課 教育総務課
49	DVが子どもに及ぼす影響に関する啓発	川島町要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化と保護者等への啓発を行います。	総務課 子育て支援課 教育総務課
50	埼玉県や関係機関等との連携	埼玉県や関係機関と連携し、意識啓発や相談体制整備により、DVやデートDVの発生を防止する環境づくりを進めます。	総務課 健康福祉課 関係課

▶具体的施策② 安全・安心なまちづくりの推進

女性や子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、道路や公園等の施設の安全管理対策を進めます。また、犯罪の発生を未然に防ぐため、地域の協力を得ながら、防犯対策の強化を図ります。

No.	施策項目	施策内容	担当課
51	公共施設等の安全管理の推進	交通安全施設、道路、公園等の公共施設について、安全管理のための整備を推進します。	総務課 町民生活課 まち整備課
52	防犯対策の強化	地域の協力を募り、各地区での防犯パトロールやこども110番の家、登下校時の児童生徒の見守りを実施します。	総務課 教育総務課 関係課

注4 デートDV…

交際相手から行われる暴力行為のこと。殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、貸したお金を返さないなどの経済的暴力、セックスを強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力、携帯電話や手紙を勝手に見る、大声でどなる、友人関係を制限するなどの精神的暴力等の行為等様々な形があります。10～20代の若年層にも起きています。

▶具体的施策③ DV被害者のための相談体制の整備

被害者から相談があった際に必要な支援が行えるよう、庁内関係課との連携を強化するほか、埼玉県や児童相談所、警察等の関係機関との連携も強化し、DV被害者等の保護に努めます。また、被害に遭った際に相談できる場所を知ってもらうため、DV相談窓口の周知を図るとともに、相談者が相談しやすい環境づくりを進めます。

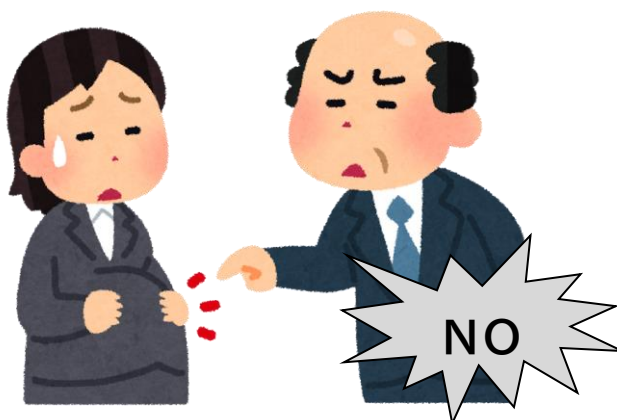
No.	施策項目	施策内容	担当課
53	DV被害者の緊急時安全確保と対応	関係機関との連携により、緊急時の的確な安全確保を行います。	総務課 関係課
54	DV対策庁内連携会議の充実	DV対策庁内連携会議を活性化させ、DV相談があった際に支援ができるよう、体制を整備します。	総務課
55	相談体制の充実	被害者から相談があった際の庁内の相談体制を整備し、相談しやすい環境づくりに努めます。 また、埼玉県等の相談窓口について、周知を行います。	総務課 健康福祉課 関係課
56	被害者等の届出手続きに関する支援	関係機関と連携して、必要な届出手続きに関する支援を行います。	総務課 関係課
57	DV被害者の子どもに対する支援	川島町要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携と体制の強化を図ります。	子育て支援課
58	被害者の自立に関する支援の充実	関係機関と連携して、被害者が自立した生活ができるよう支援を行います。	総務課 関係課

▶具体的施策④ ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為です。あらゆる場におけるハラスメントを防止するため、広報・意識啓発を進めます。

また、町職員のハラスメントに対する理解を促進し、ハラスメントを許さない職場づくりを進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
59	ハラスメント防止に係る広報、意識啓発	ハラスメントを防止するため、町内小・中学校の教職員や町職員を対象に、意識啓発を行います。	総務課 教育総務課
60	町職員への相談体制の整備	町職員に対し、ハラスメントが発生した際の相談体制を整備します。	総務課



施策の基本的方向(2) 生涯を通じた健康づくり支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

健康で、心身ともにいきいきと暮らすためには、正確な知識と情報が必要です。特に女性は、妊娠や出産など、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することもあることを男女とも留意する必要があります。

そのため、「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)(注⁵)」の視点が重要であり、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、生涯を通じた健康支援を推進することが重要です。

▶具体的施策① 生涯を通じた男女の健康の保持増進

一人ひとりが健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、健康相談や普及啓発、生活習慣病予防対策、健康保持増進対策を進めます。

No.	施策項目	施策内容	担当課
61	生涯を通じた健康の保持増進のための健康相談、普及啓発、健康診査・指導等の推進	フレイル(加齢に伴う体力、生活機能の低下)を予防するため、健康診断や健康相談、各種体操等の普及啓発を行います。	健康福祉課
62	男女のライフステージに合わせた健康づくり支援	それぞれのライフステージに応じた健康診査や、男女それぞれにある、特有の心身の健康に関する相談対応に取り組みます。	健康福祉課

注⁵ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) …

性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること。

性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ライツ)とは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利のこと。

▶具体的施策② 健康を脅かす問題についての対策の推進

H I V／エイズや、子宮頸部がんの原因となるH P V（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものです。予防対策を推進するとともに、学校においても性感染症に関する教育を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
63	H I V／エイズや、子宮頸部がんの原因となるH P Vへの感染をはじめとする性感染症等への対策の推進	保健所が行っている性感染症検査について周知を行うとともに、性感染症対策の情報や学習機会の提供に努めます。	健康福祉課
64	学校における性感染症に関する教育の推進	中学校において、養護教諭を中心に「性に関する指導」を実施します。	教育総務課

▶具体的施策③ 性差に応じた健康支援の推進

生涯を通じた健康保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要なことから、性差を踏まえた心身の健康維持支援を推進します。

No.	施策項目	施策内容	担当課
65	性差に応じた各種検診の普及啓発	女性特有のがん（乳がん、子宮がん）、男性特有のがん（前立腺がん）等の各種検診受診を呼びかけます。	健康福祉課
66	生活習慣病予防対策の推進	特定健康診査を実施するとともに、受診率向上に努めます。	健康福祉課
67	メンタルヘルス対策の推進	心の健康を保つため、住民を対象とした「こころの相談」を実施するとともに、各種相談窓口を周知します。また、町職員に対して、メンタルヘルスカウンセリングを実施します。	総務課 健康福祉課

▶具体的施策④ 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進

一人ひとりが自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・充実を図ります。

また、女性指導者の育成、スポーツ・レクリエーション団体における女性の参画拡大を図るための環境整備を行います。

No.	施策項目	施策内容	担当課
68	スポーツ、レクリエーション団体の育成・充実	総合型地域スポーツクラブ等、関係団体と連携し、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。	生涯学習課
69	女性指導者の育成	スポーツやレクリエーション活動の中心となる女性リーダーを養成します。	生涯学習課
70	各種団体の役員等への女性の積極的な登用促進	各種団体において、役員を選出する際に、女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。	生涯学習課

■第5章 計画の推進

1 総合的な推進体制の整備

(1) 庁内推進体制の整備

①職員の研修機会等の充実

行政に携わる全ての町職員が男女共同参画の視点を養うことができるように、研修機会や情報提供の充実を図ります。

②推進体制の強化

計画を着実に実行するため、川島町男女共同参画推進委員会のより良い運営方法を検討します。

③庁内推進体制の整備

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めることができるよう、庁内の推進体制の整備を行います。

(2) 計画の進捗状況の管理

策定した計画の進捗管理を行い、事業の成果を確認し、事業内容の見直し、効果的な方法への改善など、次の事業に生かす仕組みをつくることが大切です。

進捗の管理にあたっては、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本に、年度ごとに「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（評価）」「Action（改善）」のサイクルで行います。

また、社会情勢等の変化に応じて、本計画や「川島町男女共同参画によるまちづくり推進条例」の見直しを行います。

2 関係機関等の連携体制の構築

(1) 国、埼玉県、近隣市町村との連携

各種施策の実施に関する相談や情報、研修機会の提供など、国や埼玉県が設置している機関との連携体制を構築するとともに、近隣市町村と情報交換、意見交換を行います。

(2) 町民、事業者、民間団体との連携

男女共同参画に関する取組を行う町民、事業者、民間団体との連携を強化し、主体的な取組を支援します。

参考資料 ●

■ 1 川島町男女共同参画によるまちづくり条例

川島町男女共同参画によるまちづくり条例

(平成25年3月29日条例第4号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて
きた。

とりわけ、男女共同参画社会基本法（平成11年法律
第78号）は、社会のあらゆる分野において、男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこ
とを国、地方公共団体及び国民の責務と定めている。

我が川島町においては、古く成り立ちのときから住民
の結束により発展し、郷土を水害から守る堤が私たちの心
のきずなとなっている。しかしながら、水田稲作を中心と
して地域社会が形成されてきたこともあり、社会慣行の中
には依然として固定的な性別役割分担意識が存在してい
る。

このため、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任
も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十
分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向
け、町の基本理念を明らかにし、その方向を示すため、こ
の条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理
念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにする
とともに、本町の施策の基本的事項を定めることによ
り、これを総合的かつ計画的に推進し、自立と平等を
基調とした男女共同参画社会を実現することを目的と
する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義
は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員とし
て、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ
る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均
等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受
することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住、通勤若しくは通学する者又は
町内で活動する者をいう。

- (4) 事業者 町内に事業を営むための事務所又は事
業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により
相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害するこ
と又は性的な言動に対する相手方の対応により、そ
の者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人そ
の他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人そ
の他親密な関係にあった者を含む。）が、相手方に対
して振るう身体的、精神的、性的、経済的又は言語
的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念とし
て推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男
女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別
による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人と
して能力を発揮する機会が確保されることその他の
男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づ
いた社会の制度又は慣行によってその活動が制限
されることなく、自らの意思と責任により多様な生
き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町の政策又
は事業所等における方針の立案及び決定に参画す
る機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援
の下に子育て、家族の介護その他の家庭生活におけ
る活動及び社会生活における活動に対等に参画す
ることができるようにすることを旨として行うこ
と。
- (5) 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、
妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生
涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重さ
れることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と
密接な関係があるとの認識に立ち、国際的な協調の
下に行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施
策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策
定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整
備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるも

のとする。

- 3 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、国、埼玉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、町民及び事業者（以下「町民等」という。）と協働して取り組むよう努めるものとする。
- 4 町は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女いずれか一方が、当該審議会等の委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

（町民の責務）

- 第5条** 町民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。
- 2 事業者は、町及び町民との連携を図り、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止）

- 第7条** 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

- 第8条** 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いまいよう配慮しなければならない。
- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
 - (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
 - (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

- 第9条** 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 町長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、町民等の意見を反映することができるよう必要な

措置を講ずるとともに、第13条に規定する川島町男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

- 3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（報告書の作成）

- 第10条** 町長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

（町の施策）

- 第11条** 町は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。
- (1) 男女共同参画に関する町民等の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
 - (2) 町民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
 - (3) 家庭教育、学校教育、社会教育、職場教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
 - (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、町民等と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
 - (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。
 - (6) 事業者に対し、男女共同参画の推進についての協力を求めるとともに、積極的な事業者を表彰し公表すること。

（苦情の申出等及び処理）

- 第12条** 町民等は、町長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。
- (1) 町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
 - (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等
- 2 町長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

第3章 川島町男女共同参画推進委員会

（設置）

- 第13条** 本町における男女共同参画を推進するため、川島町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第14条 委員会は、町長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

- 2 委員会は、前項に規定する重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 公募による町民
 - (2) 町内の事業者から選出された者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 学識経験を有する者
- 3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第16条 委員会に委員長と副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第18条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている川島町男女共同参画推進計画は、第9条第1項の規定により策定

された基本計画とみなす。

■ 2 関係法令・条例等

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(1979年(昭和54年)国際連合採択 1981年(昭和56年)発効)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるものかを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を

実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用

図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗よく状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を

補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱

いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共

同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共

同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供

することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように

努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に

資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置

をとるように勧告等を行うものとする。

- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

- 第14条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

- 第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第2条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者

からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第

2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられる

ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時にける事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時にける事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足る申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当

該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立て

ることができない。

- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条** 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次

に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるも

のとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定
平成26年10月1日

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和47年法律第113号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実を図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第4条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生 の措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して

解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

- 第10条** 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第2節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

- 第11条** 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。
 - 4 厚生労働大臣は、前3項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
 - 5 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

- 第11条の2** 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「性的言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深める

ため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するよう努めなければならない。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

- 第11条の3** 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。
- 2 第11条第2項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。
 - 3 厚生労働大臣は、前2項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
 - 4 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務)

- 第11条の4** 国は、労働者の就業環境を害する前条第1項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題(以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。)に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、

研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

- 3 事業主(その者が法人である場合にあっては、その役員)は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。
- 4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第1項の措置に協力するように努めなければならない。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(男女雇用機会均等推進者)

第13条の2 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第8条、第11条第1項、第11条の2第2項、第11条の3第1項、第11条の4第2項、第12条及び前条第1項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第3節 事業主に対する国の援助

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

- 三 前号の計画で定める措置の実施

- 四 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備

- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第3章 紛争の解決

第1節 紛争の解決の援助等

(苦情の自主的解決)

第15条 事業主は、第6条、第7条、第9条、第12条及び第13条第1項に定める事項(労働者の募集及び採用に係るものを除く。)に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第16条 第5条から第7条まで、第9条、第11条第1項及び第2項(第11条の3第2項において準用する場合を含む。)、第11条の3第1項、第12条並びに第13条第1項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第4条、第5条及び第12条から第19条までの規定は適用せず、次条から第27条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第17条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 第11条第2項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第2節 調停

(調停の委任)

第18条 都道府県労働局長は、第16条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調

停を行わせるものとする。

- 2 第11条第2項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第19条 前条第1項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、3人の調停委員が行う。

- 2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第20条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第22条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第23条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第24条 前条第1項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第2項の通知を受けた日から30日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第25条 第18条第1項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

- 3 第1項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第1項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第26条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第27条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第4章 雑則

(調査等)

第28条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第29条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第30条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで、第9条第1項から第3項まで、第11条第1項及び第2項(第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む。)、第11条の3第1項、第12条並びに第13条第1項の規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第31条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第4条第1項並びに同条第4項及び第5項(同条第6項、第10条第2項、

第11条第5項、第11条の3第4項及び第13条第3項において準用する場合を含む。）、第10条第1項、第11条第4項、第11条の3第3項、第13条第2項並びに前3条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第4条第4項（同条第6項、第10条第2項、第11条第5項、第11条の3第4項及び第13条第3項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第6条第2号、第7条、第9条第3項、第11条の3第1項、第12条、第13条の2及び第29条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第9条第3項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和22年法律第100号）第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第11条の3第1項中「労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第87条第1項又は第2項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第17条第1項、第18条第1項及び第29条第2項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第18条第1項中「第6条第1項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第21条第3項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第18条第1項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第19条から第27条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、3人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第20条から第27条までの規定は、第2項の調停について準用する。この場合において、第20条から第23条まで及び第26条中「委員会」とあるのは「調停員」と、第21条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第26条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第27条中「この節」とあるのは「第31条第3項から第5項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（適用除外）

第32条 第2章第1節、第13条の2、同章第3節、前章、第29条及び第30条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第2章第2節（第13条の2を除く。）

の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和22年法律第85号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和29年法律第65号）第2条第5項に規定する隊員に関しては適用しない。

第5章 罰則

第33条 第29条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成19年12月18日）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組む、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」[※]の活動等

への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

【仕事と生活の調和が実現した社会の姿】

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

- （1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

- （2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

- （3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

- （4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進

に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第8条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一

般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に必要となる労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第

40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特定認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第3

7条第2項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■ 3 諮問・答申

川 総 発 第 6 8 6 号
令和2年（2020年）8月19日

川島町男女共同参画推進委員会
委員長 大 野 清 子 様

川島町長 飯 島 和 夫

川島町男女共同参画推進委員会への諮問について
このことについて、川島町男女共同参画によるまちづくり条例（平成25年3月29日
条例第4号）第9条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 第2次川島町男女共同参画推進計画の策定について

令和3年（2021年）2月15日

川島町長 飯 島 和 夫 様

川島町男女共同参画推進委員会
委員長 大 野 清 子

第2次川島町男女共同参画推進計画の策定について（答申）

令和2年（2020年）8月19日付け川総発第686号により、本審議会に諮問された標記のことについて、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

なお、本計画は、川島町が男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であることから、下記の点に留意しながら、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて着実に施策を推進するよう申し添えます。

記

○基本目標1 男女が尊重される意識づくり

令和2年に実施した意識・実態調査では、「男は仕事、女は家庭」という意識が5年前よりも改善してはいるが、今なお一定数は固定的性別役割分担意識が根強く残っていることが分かった。引き続き、「男女平等」の意識醸成を図るとともに、性の多様性が求められている現代においては、誰もが自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの人権を尊重する意識づくりを推進すること。

○基本目標2 男女が共に参画する環境づくり

女性が社会や地域に進出するために、家事、育児、介護等の負担や社会通念における固定的性別役割分担意識を是正し、様々な場で男女が対等に活躍できるような意識の醸成を図るとともに、育児、介護等と仕事が両立できるよう、各種支援制度の充実を図ること。

また、男性職員の育児休業取得や女性職員の登用については、町が率先して取り組むことで、町内民間企業への波及が期待できることから、町が模範となるように積極的に取り組み、その結果を公表すること。

○基本目標3 安心して暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）は、重大な人権侵害であり、いかなる場合も決して許されるものではないが、意識・実態調査においては、「平手でぶつ」といった行為でさえ

も「暴力ではない」と考える人がいることが分かった。引き続き、暴力を許さない社会の実現を目指して、暴力行為を暴力ではないとする誤った認識を改善するための意識啓発に取り組むこと。

また、DVを防止するための予防教育を行うとともに、DV被害を受けた際の相談窓口について、あらゆる機会を通じて、様々な場所で周知を行い、DV被害に遭った被害者への支援が迅速にできるよう、関係機関との連携を一層強化すること。

■ 4 川島町男女共同参画推進委員名簿

敬称略・順不同

No.	氏 名	備 考
1	五十嵐 美希	1号委員
2	小高 絵都子	1号委員
3	猪鼻 彩子	1号委員
4	早坂 良子	2号委員
5	遠山 いづみ	2号委員
6	伊藤 千夏	3号委員
7	榎本 早苗	3号委員
8	大野 清子	4号委員・委員長
9	関根 由希江	4号委員
10	加藤 法子	4号委員・副委員長

任期：令和2年8月19日～令和4年8月18日まで

第2次川島町男女共同参画推進計画

発行：令和3年（2021年）3月

編集：川島町総務課 庶務・人権グループ

〒350-0192 川島町大字下ハツ林 870 番地 1

TEL 049 (299) 1753

FAX 049 (297) 6058